

下関市監査委員公表第5号
令和2年(2020年)1月24日

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員 小野雅弘
同 大賀一慶
同 関谷博博
同 亀田博

記

1 監査の対象

部局等	監査対象課所室等
上下水道局	【水道事業会計、工業用水道事業会計】 企画総務課、経営管理課、お客さまサービス課、給水課、 上水工務課、浄水課、水質管理センター、北部事務所
市民部	生活安全課、12支所

2 監査の範囲

平成31年4月1日から令和元年9月30日までにおける財務に関する事務の執行

3 監査の方法

諸帳簿その他の関係書類の調査、現地での確認及び関係職員への聞き取りにより行った。

4 監査の期間

令和元年11月1日から令和元年12月27日まで

5 監査の結果

財務に関する事務は、改善が必要な事項や制度的な検討が必要と思われる事項が見受けられたものの、おおむね適正に処理されていた。

6 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。また、制度的な

検討が必要と思われる事項は、「意見」のとおりである。

上下水道局 経営管理課	
[指摘事項]	(1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定において、以下の不適切な取扱いが見受けられた。適正に事務処理されたい。 ア 算定誤りにより本来徴収すべき額よりも多く徴収していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。 イ 「電柱又は、電話柱を支えている支柱、支線類」の使用料について、減免申請書の提出を受けずに減免していた。
[意見]	なし
上下水道局 給水課	
[指摘事項]	(1) 導水管、送水管、配水管及び給水管修繕業務（以下「修繕業務」という。）の契約金額を決定する方法が不適切であった。（修繕業務では、漏水等が大規模又は多数の場所に発生し、導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務（以下「修繕待機業務」という。）を請け負っている業者が修繕の対応ができなくなった場合に、修繕業務の契約業者が当該対応できなくなった部分の修繕を行う。） 修繕業務の契約金額は、修繕待機業務の修繕部分の契約金額と同額である。同額となる理由は、上下水道局が設定した修繕待機業務の条件に合致する業者と見積り合わせを行い、修繕待機業務の契約金額を決定した後に、上下水道局が修繕待機業務のうち修繕部分の契約金額をその他の多数の業者に提示して、金額に同意した業者と修繕業務の契約を締結したためである。修繕業務の契約に当たっては、入札や見積り合わせといった適正な手続きによった契約金額の提示を受けておらず、修繕待機業務のうちの修繕部分の契約金額を利用しており、契約金額の決定方法として適当でない。適正な契約事務を行われたい。
[意見]	なし
上下水道局 北部事務所	
[指摘事項]	(1) 導水管、送水管、配水管及び給水管修繕待機業務（北部）の契約に当たり、見積依頼書に記載した相手方の決定方法とは異なる方法によって、契約の相手方を選定していた。見積依頼書には、相手方の決定方法として、提出された見積金額の中の最低金額を交渉基準額として、有効な見積書を提出した者と交渉の上、決定する旨が示されている。これは、上下水道局に同業務を円滑に実施するため多数の業者と契約を締結したい意向があることから、交渉基準額に

<p>同意する複数の者と契約を締結するとの趣旨と史料する。しかしながら、実際の手続きでは、見積り合わせによって最低金額（3業者が該当）が決まった後に、その金額による交渉を行わず、最低金額を提示しなかったその他の者と2回目の見積り合わせを行い、相手方を追加（最初の見積り合わせの最低金額と同額を提示した5業者を追加）していた。あらかじめ示した方法により適正に手続きされたい。</p> <p>また、業務の開始時間、終了時間等が仕様に指示されていない不備もあった。適正な契約事務を行われたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>上下水道局 企画総務課、お客さまサービス課、上水工務課、浄水課、水質管理センター</p>
<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>
<p>市民部 生活安全課</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(1) 下関中央霊園年間管理料は、市の方針として債権の区分を「私債権」とされ、「私債権」であれば地方自治法に基づく督促手数料及び延滞金を徴収できないが、所管課は、同管理料の未収金を徴収する場合にこれらを徴収している。同管理料の債権の区分に応じ、適正に事務処理されたい。</p>
<p>[指摘事項]</p> <p>(2) 大谷斎場空調設備保守点検業務に係る契約事務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、一者選定による随意契約（以下「一者随契」という。）としていた。一者随契を選択したのは、当該業務の相手方となるべき者を「都市ガスの供給及び設備のメンテナンスができるガス事業者」とし、これを満たす業者は市内で唯一都市ガスを供給している業者のみとしたためである。しかしながら、当該業務は空調機器の保守点検業務であり、業務を遂行するにあたって、都市ガスの供給ができるガス事業者でなければならない理由は見当たらず、したがって、当該条項を適用して一者随契とする根拠はなく、入札による契約が適切であったと史料される。安易に一者随契を行うことがないように、関係法令等に基づき、適正な契約事務を行われたい。</p>
<p>[意見]</p> <p>なし</p>
<p>市民部 12支所</p>
<p>[指摘事項] 及び [意見]</p> <p>なし</p>

以上